

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例骨子案

1 条例案の名称、根拠法令等及び国基準

条例案の名称	根拠法令等	国 基 準
和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	介護保険法 (平成9年法律第123号) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)

2 基準を定める条例案の考え方

(1) 条例案と上記1の国基準との関係について

ア 指定を受けることができる者、従業者に係る基準、従業者の員数、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する事項等について、条例は国基準に従い定めるものとされている。(従うべき基準)

イ その他については国基準を参酌して定めるものとされている。(参酌すべき基準)

(2) 上記(1)に基づき条例案を検討するなかで、高齢者を取り巻く社会環境等に鑑み、(1)イの規定において特に重要であると考える事項について、県独自の基準を設定し、それら以外は国基準に準拠することとする。

3 基準案の内容

(1) 県独自に定める基準

対象となるサービス：居宅介護支援

項 目	国 基 準	県 独 自 基 準
記録の整備	指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない	指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない
人権擁護の推進	/	高齢者の人権を擁護するため、職員に対し研修を実施するとともに、人権擁護推進員を配置すること

(2) その他の基準

県独自基準以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。